令和元年 12 月 24 日 食料産業局バイオマス循環資源課

#### 「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業」Q&A

#### Q1:どのような事業なのか。

Α:

- ・本事業は、家畜排せつ物処理の円滑化・高度化のため、家畜排せつ物等を活用 したバイオマスプラント(例:バイオガス発電施設)の導入等を支援するもの です。
- ・これにより、家畜排せつ物処理の省力化等を進め、畜産・酪農経営のスマート 化を後押しするものです。

### Q2:応募にあたっての要件は何か。

Α:

- ・応募にあたっては、以下を要件としています。
  - ① エネルギー利用と肥料利用の複合利用に取り組むこと
  - ② エネルギーの地産地消(※Q4参照)に取り組むこと
  - ③ 生産コストの削減等により、経営の生産性・収益力の向上を実現すること

#### Q3:事業実施主体は何か。

Α:

- ・事業実施主体としては、主に以下が想定されます。
  - ① 畜産を営む者
  - ② 農業者の組織する団体(農業協同組合等)
  - ③ 地方公共団体
- ・上記以外でも事業実施主体となることができます。詳細は、公募要領(第4 応募団体の要件)をご参照ください。

## Q4:エネルギー地産地消とは何か。

A :

・エネルギーの地産地消とは、以下に該当する取組とします。

(発電する場合)《①自家消費型、②地域活用型》

- ① 自家消費型
- ・営農面(搾乳機、送風機等)で必要となる電気の一定程度を賄う取組とします。
- ・例えば、バイオガスプラントを動かすための電気(前処理、発酵槽、水処理等) としての利用のみの場合、営農面で必要な電気では無いため、自家消費として は不十分です。
- ② 地域活用型
- ・FIT を活用せず、自営線や系統線の活用により、地域内(地域新電力等)へ電気を供給する取組を支援対象とします。(FIT 活用する場合は、「Q11」を参照)
- ・加えて、停電時等においても、電力供給可能な構造になるよう考慮してください。

#### (発電しない場合)《①熱利用、②ガス利用》

- ① 熱利用の場合
- ・ボイラーの導入等により、発電機を導入せず、熱利用のみで取組を行う場合、 暖房や温水供給等により、営農で役立てる取組を支援対象とします。
- ・さらに、地域の公共施設等に熱供給するような取組も支援対象となります。
- ② ガス利用の場合
- ・バイオガスを都市ガス会社等に販売し、地域に供給する取組については、支援 対象となります。
- ・なお、バイオガスを別会社に販売し、別会社が FIT 売電する場合は、支援対象 外となります。
- ・なお、電気・熱・ガス以外(例えば、水素利用等)の取組は、経済性、継続性等の観点から、現時点で実用化段階とは言えないことから、支援対象外としています。

#### Q5:乳牛や肉用牛以外の畜産バイオマスも対象になるのか。

A :

- ・本事業は、肉用牛・酪農における生産基盤強化を主眼として実施するものです。
- ・他方、TPP 大綱等に基づく家畜排せつ物の円滑化・高度化のため、その他の畜産バイオマスについても応募が可能です。

## Q6:バイオガスプラント(メタン発酵処理)以外の技術も対象となるのか。

A:

- ・バイオガスプラント以外の技術でも、家畜排せつ物処理の円滑化に貢献する技 術であれば、対象となります。
- ・ただし、Q2 で記載した要件をクリアする必要があります。

#### Q7:自家消費しなければいけない割合に決まりはあるか。

A :

- ・Q4のとおり、バイオガスプラント等で発生した電気を「営農面」で活用する ことが前提です。
- ・具体的な割合について、規定は設けていませんが、採択時において「形だけ」 の地産地消となっていないかは審査の際、十分考慮させていただきます。

## Q8:家畜排せつ物以外の原料(食品廃棄物等)を投入しても良いか。

A :

- ・家畜排せつ物に食品廃棄物等を混合することで、バイオガス発生量を増加させる効果があるため、本事業においても、食品廃棄物等を混合することは可能と します。
- ・他方、本事業は、家畜排せつ物処理の円滑化による酪農・畜産の生産基盤強化を目的とするものであり、食品廃棄物の処理・利活用が主目的となることがないよう、「5割以上(重量ベース)」を家畜排せつ物由来の原料としてください。

## Q9:水処理施設は補助対象施設となるか。

A :

- ・本事業は、エネルギーと肥料等による複合利用を要件(Q2 参照)としている とおり、副産物(堆肥、消化液等)を有効利用することを前提としています。
- ・このため、消化液の一部を利用できず水処理する場合、水処理施設については、 補助対象外としています。

### Q10:「畜産・酪農のスマート化」とは何を進めればよいか。

A :

- ・本事業は、ロボット、IoT、AI等の先端技術を活用し、酪農・畜産経営のスマート化を図る経営体において、スマート化により、新たに創出される電力需要に応えるバイオガスプラント等の導入を支援すること目的としています。
- ・このため、事業実施計画において、こうした畜産・酪農のスマート化に関する 経営方針を明記してください。(採択に当たっての参考とします。)
- ・また、他の計画と整合させながら取組を進めてください。

#### Q11: FIT を利用する場合、対象となるのか。

A :

- ・本事業は、ロボットや IoT 等の先端技術の活用によるスマート化を実施する 経営体に対し、自家消費を基本として、エネルギーの地産地消を推進するもの です。FIT を活用した全量売電は本事業の対象外です。
- ・他方、自家消費した上で、FIT で余剰売電する場合、一定のモデル性は認められることから、FIT 認定施設以外の周辺施設(受入施設、貯留施設、熱利用施設)については補助対象とします。ただし、あくまでも施設内で徹底的に自家消費をすることを条件とします。

## Q12:集合型プラントを設置したい場合、本事業は利用可能か。

Α.

- ・本事業において、複数農家が共同した集合型プラントを整備する場合、以下の場合は支援対象となります。
  - ① 発電して、周辺の酪農・畜産農家や公共施設等への電力供給によりエネルギー地産地消する場合(プラントを動かすための自家消費のみは不可)
  - ② 発電せず、ガス・熱利用により、エネルギーの地産地消を実現する場合
- ・また、集合型プラントにおいても、関係する畜産・酪農経営において、
  - ① エネルギーと肥料との複合利用を進めることや、
  - ② 畜産・酪農経営のスマート化を進めることが必要となります。

### Q13:ソフト事業のみの実施は可能か。

#### A :

- ・ソフト事業のみの実施は不可です。
- ・他方、施設整備を前提として、調査・施設設計を行う場合については本事業の 対象とします。
- ・なお、本事業は、補正予算として実施するものであり、毎年度講ずるものでは ありません。

### Q14:成果目標の設定はどうすればよいか。

#### A :

- ・本事業の成果目標の達成期間は5年間(施設整備後の次年度以降5年後)とします。
- ・また、成果目標は、「生産性向上(5%以上)」に関する目標として、以下のいずれかを達成できるよう設定してください。
  - ① 生産コストの削減
  - ② 販売額の増加
  - ③ 農業所得又は営業利益

## Q15:計画が採択されれば申請額の全額が補助されるのか。

#### A :

- ・予算の範囲内でなるべく多くの取組を支援する趣旨から、事業採択後、交付要 望額を踏まえ、配分額を調整します。
- ・このため、一部、減額して交付する可能性がありますのでご了承ください。

# Q16:事業完了後に FIT に接続することとなった場合、補助金返還となるのか。 A:

- ・施設整備後、耐用年数期間内にもかかわらず、FIT接続した場合は、交付目的に反した使用となるため、財産処分手続きが必要となります。
- ・このため事業後にFIT接続を検討する場合には速やかに国にご報告下さい。